

事 務 連 絡
平成20年7月23日

各地方運輸局企画観光部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局観光事業課長

旅行業法の特例について

標記について、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）」の規定に基づき、旅行業法（昭和27年法律第239号）の特例に関する概要及び注意事項等をまとめたのでご参照ください。また観光圏内限定旅行業者代理業の申請に係る添付書類等については別途様式等を定めておりますので、合わせてご活用いただき、その旨関係地方公共団体及び宿泊4団体（社団法人日本ホテル協会、社団法人国際観光旅館連盟、社団法人日本観光旅館連盟、社団法人全日本シティホテル連盟）非加盟の登録ホテル・旅館業者に対し周知徹底方取り計らい願います。

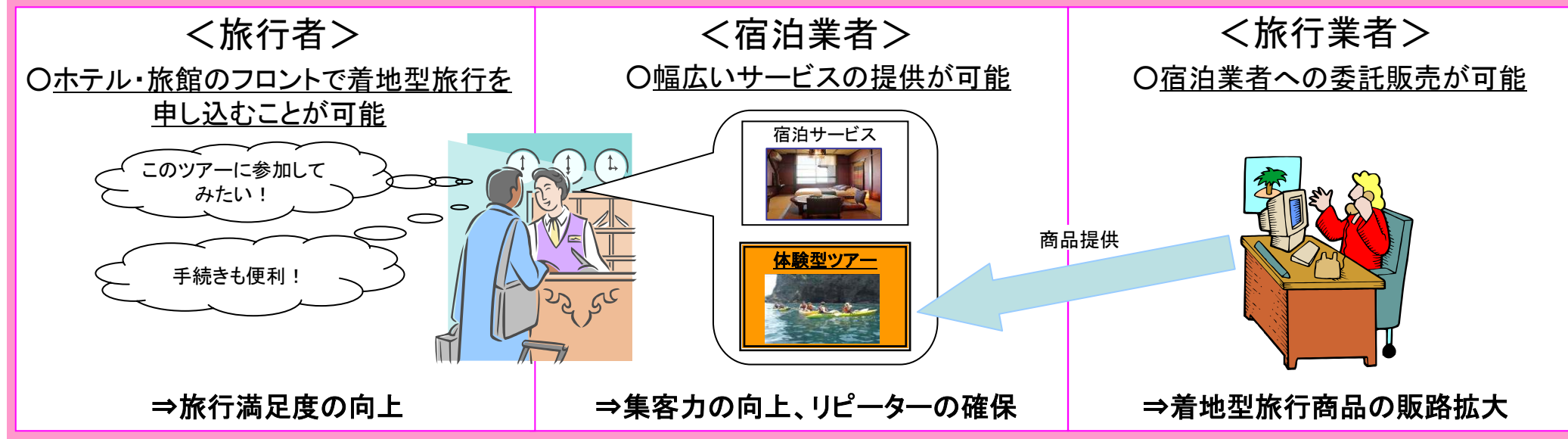
旅行業法の特例について

	項目	抜粋	参照条文	備考
特例の概要	内容とメリット	特例では、国土交通大臣の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができる。		別紙1：「観光圏における旅行業法の特例」 別紙2：「特例実施のフロー」
	取扱商品	旅行業者代理業者の扱うことのできる商品は、所属旅行業者のものに限る。また観光圏内限定の商品に限る。	旅行業法第14条の3 観光圏整備法施行規則第6条	別紙3：「旅行業の登録制度の概要」 別紙4：「観光圏内限定旅行業者代理業者が取り扱うことのできる旅行」
	特例の失効	観光圏内限定旅行業者代理業者は、所属旅行業者の登録抹消時や代理契約の効力がなくなった時に加え、観光圏整備計画の計画期間の修了と伴に登録が失効する。	観光圏整備法第12条 観光圏整備法施行規則第6条 旅行業法第15条の2	
事業の実施	認定申請	申請書類一式を揃え、実施計画の申請と伴に送付する。	旅行業法第4条 旅行業法施行規則第1条、第1条の2、第1条の3、第41条 旅行業法施行要領第2条	別途通達「添付書類一覧」参照
	取扱管理者の研修	観光圏内限定旅行業務取扱管理者を選任する場合は、当該予定者が研修を受ける。	観光圏整備法第12条の4 観光圏整備法施行規則第8条・9条 国土交通省告示第897号	別紙5：「【特例版】取扱管理者の研修概要」 別紙6：「国土交通省告示第897号」
	登録免許税の納付	認定を受けた事業者は登録免許税を納付する。	旅行業法第22条	観光圏整備法関係の手続き書類参照
	所属旅行業者の登録	観光圏内限定旅行業者代理業の事業者の代理する旅行業者は、代理業者の届出をする。		別途通達「添付書類一覧」参照
注意事項	標識の提示	旅行業者等は営業所において、標識を提示しなければならない	旅行業法第12条の9 観光圏整備法施行規則第7条	別紙7：「施行規則第7条別記様式」参照
	所属旅行業者の注意義務	観光圏限定旅行業者代理業者の扱うことのできる商品は、観光圏内限定のものに限ることから、所属旅行業者はその取扱商品等について、相当の注意を払う必要がある。	旅行業法第14条の3	
	その他の規定	観光圏内限定旅行業者代理業者は、旅行業法等に規定される旅行業者代理業と見なされることから、旅行業法等の規定を留意すること。	旅行業法 旅行業法施行規則等を留意	

特例の内容

- ① 国土交通大臣の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者(ホテル・旅館等)が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができることとする(観光圏内限定旅行業者代理業)。
- ② 上記①の場合には、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者等を選任できることとする。

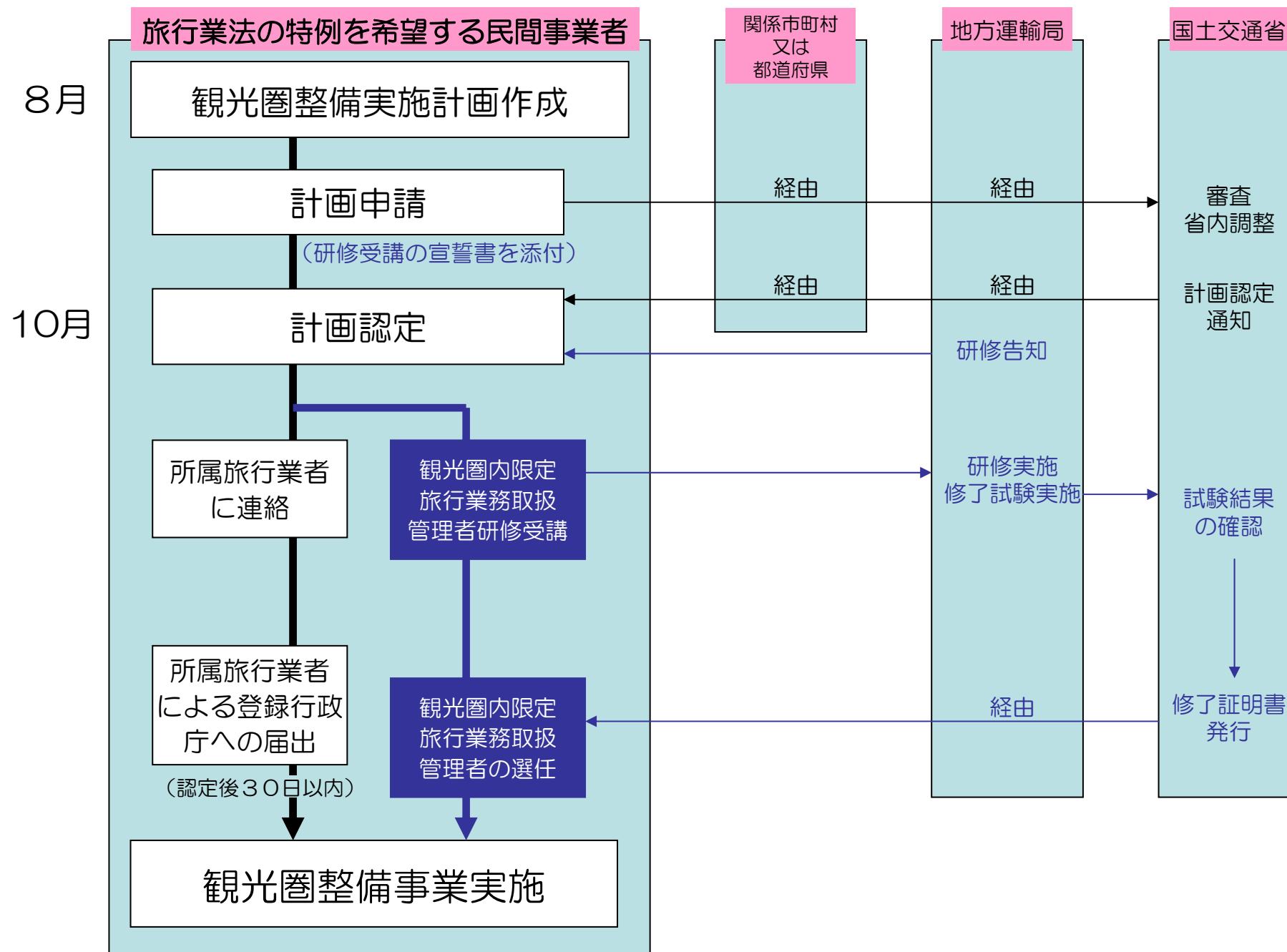
新制度創設によるメリット



地域の魅力を生かした着地型旅行商品による旅行者の滞在促進

特例実施のフロー

別紙2



旅行業の登録制度の概要

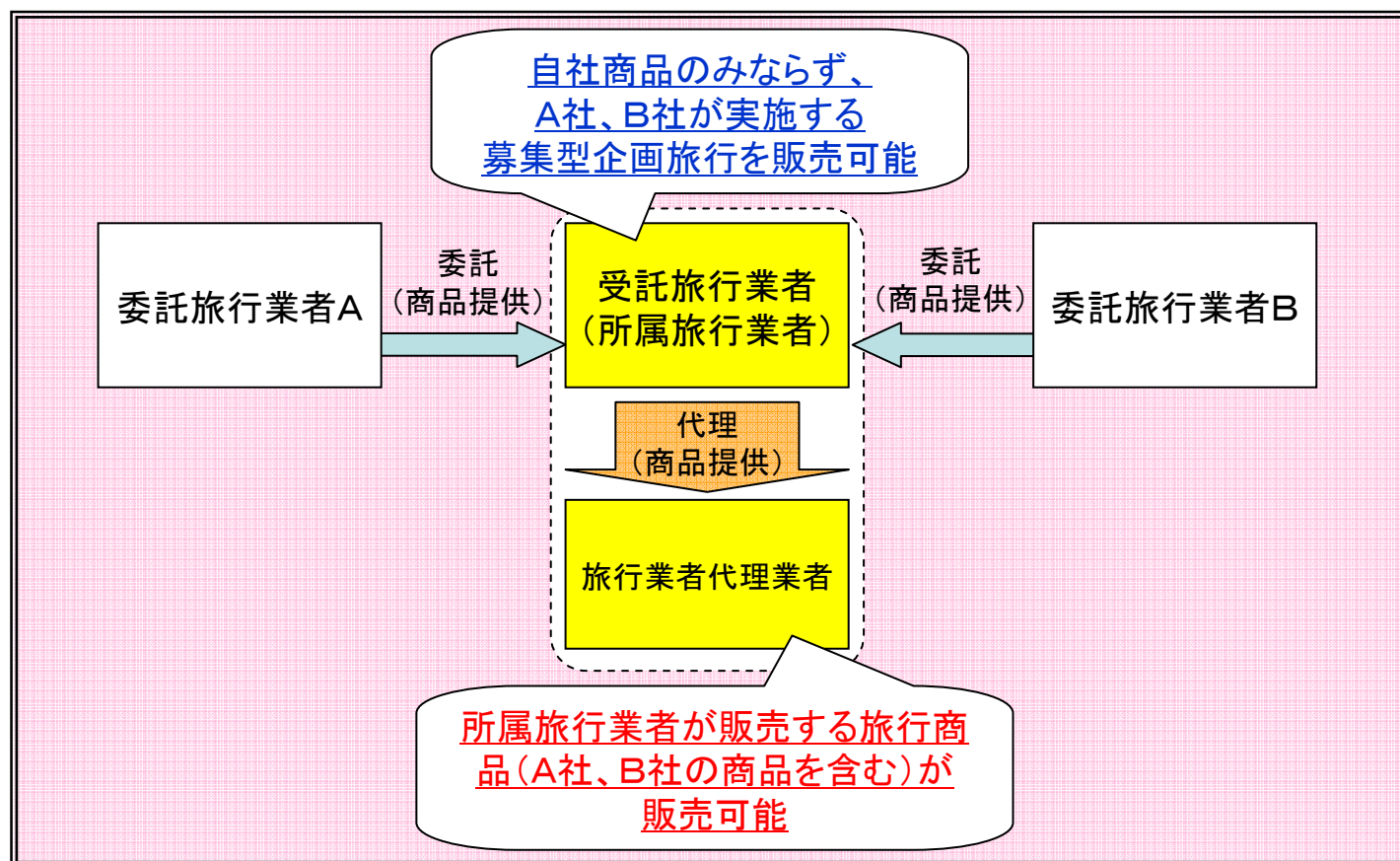
別紙3

	登録行政庁 (申請先)	業務範囲				登録要件		
		募集型		受注型	手配旅行	営業保証金 (注2)	基準資産	旅行業務取扱 管理者の選任
		海外	国内					
		○	○	○	○			
第1種	国土交通大臣	○	○	○	○	7000万 (1400万)	3000万	必要
第2種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	○	○	○	1100万 (220万)	700万	必要
第3種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	△ (隣接市町村)	○	○	300万 (60万)	300万	必要
旅行業者代理業	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	旅行業者から委託された業務				不要	-	必要

★ 観光圏内限定 旅行業者代理業	観光圏整備実施計画における 国土交通大臣の認定	旅行業者から委託された業務 (観光圏内限定、対宿泊者限定)	不要	-	研修修了者等 で代替可能
---------------------	----------------------------	----------------------------------	----	---	-----------------

(注1)「企画旅行」とは、あらかじめ(募集型)又は旅行者からの依頼により(受注型)、旅行に関する計画を作成するとともに、
運送又は宿泊サービスの提供にかかる契約を、自己の計算において締結する行為である。

(注2)旅行業協会に加入している場合、営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業務保証金分担金として納
付する。また、金額は年間の取扱額が2億円未満の場合であり、以降、取扱額の増加に応じて、供託すべき金額が加算
される。



旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)

(企画旅行を実施する旅行業者の代理)

第14条の2 旅行業者は、他の旅行業者が実施する企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)について、当該他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することを内容とする契約(以下「受託契約」という。)を締結したときは、第三条の規定にかかわらず、旅行業者代理業の登録を受けなくても、当該受託契約の相手方(以下「委託旅行者」という。)を代理して企画旅行契約を締結することができる。

2 前項の規定により委託旅行者と受託契約を締結した旅行業者(以下「受託旅行者」という。)が、当該受託契約において、当該受託旅行者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者のうち当該委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結することができるものを定めたときは、その受託契約において定められた旅行業者代理業者(以下「受託旅行者代理業者」という。)は、当該委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結することができる。

3 (略)

(旅行業者代理業者の旅行業務等)

第14条の3 旅行業者代理業者は、前条第二項の規定により代理して企画旅行契約を締結する場合を除き、その所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱ってはならない。

観光圏内限定旅行業務取扱管理者に関する研修について

平成20年7月23日

国土交通省総合政策局観光事業課

1. 観光圏内限定旅行業者代理業(旅行業法の特例)とは

【特例の内容】

- ① 国土交通大臣の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者(ホテル・旅館等)が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができることとする(観光圏内限定旅行業者代理業)。
- ② 上記①の場合には、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者(観光圏内限定旅行業務取扱管理者)を選任できることとする。

2. 「一定の研修」とは

1. 以下の科目について行う。

○旅行業法及びこれに基づく命令についての知識	2時間以上
○旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識	2時間 30分以上
○国内旅行実務 ・本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識 ・その他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力	1時間以上

2. 受講者の知識及び能力の習得が確認できる修了試験を行い、合格者に対して修了証明書を交付する。
3. 国土交通大臣又は地方運輸局長が行う。

3. 研修の実施時期・場所

○実施計画認定の流れとの関係

観光圏限定旅行業者代理業が含まれている実施計画が認定された場合において、しかるべき時期に、研修を実施することとする。

(来年度以降の実施計画の変更等の場合も同様とする。)

○場所については、認定された実施計画の区域を管轄する地方運輸局の会議室等を想定。

○国土交通省告示第八百九十七号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第六十五号）第八条第二号及び第三号の規定に基づき、観光圏内限定旅行業務取扱管理者に関する研修の方法等を定める告示を次のように定め、同規則の施行の日（平成二十年七月二十三日）から適用する。

平成二十年七月二十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

観光圏内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修の方法等を定める告示

1 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第八条第二号の国土交通大臣が定める者は、国の職員又は旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十一条の三第三項に規定する研修の講師の経験者であつて、同法その他の旅行業務の取扱いに關し必要な事項について専門的な知識を有する者とする。

2 規則第八条第三号の国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 国土交通大臣又は地方運輸局長が行うものであること。
- 二 別表上欄に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間行うものであること。

- 三 次に掲げる基準に適合する教材を使用するものであること。
- イ 観光圏内限定旅行業務取扱管理者として必要な知識及び能力を習得させるのに適當であると認められるものであること。
- ロ 別表上欄に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。
- ハ その他適當と認められる内容のものであること。
- 四 受講者の知識及び能力の習得が確認できる修了試験を行い、当該試験に合格した者に対して、修了証明書を交付するものであること。

別表

事 項	時 間
1 旅行業法及びこれに基づく命令についての知識	二時間以上
2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識	二時間三十分以上
3 国内旅行実務 <ul style="list-style-type: none"> 一 本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識 二 その他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力 	一時間以上

別記様式（第七条関係）

35センチメートル以上	
観光圏内限定旅行業者代理業認定票	
認 定 番 号	観光圏内限定旅行業者代理業 第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日
所属旅行業者 登録番号及び 氏名又は名称	登録旅行業 第 号
氏名又は名称	
営業所の名称	
観光圏内限定 旅行業務取扱 管理者の氏名	
受 託 取 扱 企 画 旅 行	

- 注 1. 地の色は、黄緑色とする。
2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。